

各国設置専用水道の設置者 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の
一部改正等について (施行通知)

本日、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 134 号) 及び水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法の一部を改正する件 (令和 4 年厚生労働省告示第 133 号) が告示され、いずれも令和 4 年 4 月 1 日から適用されることとなりました。

また、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」(平成 15 年 10 月 10 日付け健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知。以下「局長通知」という。)の一部を改正し、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしました。

貴職においては、下記に御留意の上、遺漏なきよう御対応をお願いします。

記

第 1 改正の趣旨

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法 (平成 15 年厚生労働省告示第 261 号。以下「検査方法告示」という。) 及び水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法 (平成 15 年厚生労働省告示第 318 号。以下「残留塩素告示」という。) について、水道水質検査法検討会における検討を踏まえ、昨今の分析技術の進歩及び最新の科学的知見に基づく所要の改正を行うこと。

また、局長通知について、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価を含む最新の科学的知見等に基づく所要の改正を行うこと。

第 2 検査方法告示の一部改正

別表第 14、第 15、第 17、第 17 の 2、第 25、第 26、第 28、第 28 の 2、第 29 及び第 29 の 2 について、各試験法における採取する試料に残留塩素が含まれている場合に添加する試薬として、チオ硫酸ナトリウム溶液 (0.3w/v%) を追加するとともに、その他所要の改正を行うこと。

第 3 残留塩素告示の一部改正

1 新たな検査方法の追加

遊離残留塩素及び結合残留塩素に係る検査方法として、別表第6「携帯型残留塩素計測定法」を追加すること。

本法による検査は、製造者又は販売者が装置の性能仕様を保証し、使用者は装置の洗浄や点検整備等の保守管理を適切に行い、測定精度を維持する必要がある。装置の取扱説明書の規定に従い保守管理するとともに、次の事項についても留意されたいこと。

- (1) 測定セルに付着した汚れが測定精度に影響を与えることがあることから、測定後は検水が測定セルに残らないよう十分に洗い流すこと。
- (2) 検水中の気泡が測定精度に影響を与えることがあることから、測定時は気泡が消失していることを確認すること。
- (3) 測定セルの汚れ等の状況は、は定期的に確認することが望ましいこと。その確認は、装置の取扱説明書に定めがある場合はそれに従うか、又は別表第2、第3もしくは第6による測定値と比較する方法等が考えられる。
- (4) (3)の確認により測定セルの汚れが疑われる場合には、綿棒などによりアルコール洗浄するか、装置の取扱説明書に定めがある場合はそれに従い洗浄すること。

2 スパン校正の方法に係る改正（別表第4及び別表第5関係）

現在、連続自動測定機器による検査方法である別表第4及び別表第5では、遊離残留塩素校正用標準液を用いる方法により、スパン校正を行うこととしているところ、検水を用いる方法によるスパン校正も可能とする。

3 ゼロ点校正の方法に係る改正（別表第5関係）

別表第5のゼロ点校正は、機器によりゼロ校正水を用いない方法もあることから、機器の取扱説明書に定めがある方法も可能とする。

4 その他

別表第4の発色用試薬を遊離残留塩素用発色剤に改める等所要の改正を行うこと。

第4 局長通知の一部改正

1 ホスチアゼート

内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、目標値を変更したこと。

2 イプフェンカルバゾン

昨今の使用状況を踏まえて、対象農薬リストに追加したこと。

3 メチダチオン

最新の科学的知見を踏まえて、原体の濃度と、そのオキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出する旨を対象農薬リストの「注2」に追加したこと。

第5 適用日

いずれも令和4年4月1日から適用すること。